

資料 2 - 1

FISIM をめぐる覚え書き

専修大学 経済学部
作間 逸雄

はじめに

本稿の検討対象は“ FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured) ”すなわち「間接的に計測される金融仲介サービス」である。国民経済計算の伝統的な用語では「銀行の帰属サービス」、あるいは、やや不注意に「帰属利子」と呼ばれる項目である。

93SNA への改定過程で、その項目に新しい名前がついた。それが FISIM (フィジム) である。ただし、新しい名前である以上に、内容 (指しているもの) に変更があったと見ることもできる。

銀行を、通常の市場サービス生産単位として取り扱うことに伴う不都合さはよく知られていた。すなわち、銀行は、貸付利子と預金利子との利鞘を重要な収入源とするから、銀行の生み出す営業余剰、あるいは付加価値が負になってもかまわないという覚悟がなければ、為替関係の手数料など明示的サービス収入だけを銀行の産出とみなすことはしにくかった¹。このような不都合さを回避するために開発された国民経済計算上の工夫が銀行の帰属サービスであり、FISIM であった。

1 . 68SNA と 93SNA

銀行の帰属サービスないし FISIM は、自然に、銀行の利鞘そのもの (貸付利子と預金利子の差額) を銀行の追加的サービス産出とみなそうとするものであったが、国民経済計算上の取り扱いには変転がある。本節では、68SNA と 93SNA とにおける取り扱いの変化に

¹ 為替関係や保護預かり等に関する手数料収入は、古くから銀行の収入項目としてあったし、最近では、ATM の利用に関しても明示的な手数料を請求するようになった。銀行がすべてのサービスに対してサービス料を課すようになれば、ここで議論するような帰属措置の必要性もなくなるのかもしれない。ただし、ストフェは、銀行には「引き出しリスク」があるから、最小限残高の維持にもとづいた預金口座に関する優遇サービス (たとえば、無料小切手) のような (高金利プラスサービス料でなく) 価格のないサービスを提供することにより、顧客に報いる誘因が存在することを論じている。Philippe Stauffer, "A tale of two Worlds: How bankers and national accountants view banking," paper presented at 28th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth (IARIW), Cork, Ireland, August 22nd - 28th 2004.

焦点をあてる。93SNA における FISIM の配分と参照利子率の問題は、次節で議論するので、ここでは、簡単に触れるにとどめる。

測定対象（統計単位）

68SNA では、帰属計算の対象となるのは、（実務を別にすれば）銀行とそれに類似した金融仲介機関であった（68SNA 6.32 段）²。銀行に類似するという表現には解釈が必要になるが、預金によって資金調達を行ない、したがって流動性を社会に供給するような金融仲介機関、という意味にとることができるであろう。

93SNA では、FISIM の測定対象となる金融機関は、基本的に、借り手と貸し手に対してそして異なるカテゴリーの借り手に対して異なる利子率を支払ったり、課したりすることによって、明示的に料金を課さずに、言い換えれば、〈利鞘〉を得ることによって金融仲介活動を行なっている金融機関全体とされている（93SNA 6.124 段）。さらに、たとえば、フィナンシャル・リースのように、93SNA 上、そのような「みなし」が行なわれる活動にまで測定対象が広がっていることにも注意が必要である³。

既に述べたように、本来、68SNA 以来、この帰属計算は、銀行を、通常のサービス生産単位 当然ある程度の財産所得の受取・支払がある として取り扱うことからもたらされる不都合さを回避するために開発されたものである。したがって、測定対象とする経済主体の範囲に境界を設けることによって、逆に別の不都合さ 銀行と通常のサービス生産単位との間の取り扱いの非対称性 をもたらすことを覚悟しておかなければならない。同じような境界は、たとえば、不動産業のマージン、卸売・小売業のマージンのような他の「マージン産業」にも見いだされる。

実際、商社が、資本市場における有利な地位を利用して調達した資金を、他の、資本市場で不利な立場にある企業に貸し付ける場合、マージンが得られるだろうが、それは、帰属計算の対象とはならないと解釈される（自己資金を不利な立場にある借り手に貸し付ける場合も同様である）。おそらく、そうした商社は、預金を管理するための特別の資本設備、スタッフ、貸出を管理したり、貸出先を監視したりするために特化したスタッフをもっていない、別の言い方をすれば、別個のアクティビティとして明瞭に識別できるかたちでの金融仲介活動をもっていない、ということが考慮されていると見るべきであろう。

² 68SNA6.32 段における例示は、商業銀行、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合である。実務を別とすればと注記したのは、たとえばわが国の場合、従来から（2000 年の 93SNA 移行以前から）証券会社までこの帰属計算の対象になっていたことに注意が必要だからである。証券会社は、銀行類似の金融機関とはいえそうにない。実際、証券会社は、93SNA 上、金融仲介機関以外の金融機関すなわち金融補助機関（s.124）に分類されているが、わが国の SNA 実施では（また、日本銀行の資金循環統計でも）それらが金融仲介を行なっているという解釈のもとに、金融仲介機関（93SNA 上の s.123）としての位置づけを与えられている。

³ わが国の実施では、フィナンシャル・リースを金融仲介とみなす 93SNA 上の規定は、今のところ、採用されていない。

サービスの内容

「生産の境界」概念を使って議論してみよう。サービス対価としての貨幣収入を明示的に伴わないある種の銀行の活動の中に、第三者基準（ヒル基準）に照らして、一般的な生産境界の内部にあるものがあることがあることは明白である。たとえば、銀行は、公共料金の支払いを預金者にかわってやってくれる。より一般的には、銀行は、純粋な理論モデルでは取引コストとしてしばしば捨象されるような費用を負担し、他の経済主体の決済上のコストを大幅に軽減することができる。周知のように、このような決済機能に特化した銀行は、最近の用語法では狭義銀行と呼ばれる。銀行の残余の機能についてはあとで順次論じるであろう。

したがって、また、問題の銀行活動を体系の生産境界の内部に置く必要性も比較的明瞭であるようにみえる。貨幣形態の雇用者報酬を受け取る多くの労働投入があり、それを明示的サービス対価を伴う活動への本源投入と考えることは、銀行の投入・産出構造を大きく歪めて理解することに繋がるであろうからである。

ここまでは、問題のサービスがなされる相手は預金者であると考えている。借り手に対するサービスを考えることもできる。それは、やはり取引コストがらみであるが、たとえば、資金調達経費の節約である。なお、しばしば、銀行は借り手企業の監視（モニタリング）を行なうといわれるが、この活動が誰に対するサービスなのかはそれほど明らかではないように思われる。

93SNA は、預金者に対するサービスと借り手に対するサービスとの双方を考慮したものとされている一方、68SNA の帰属計算は、借り手に対するサービスを考慮したものであるということもしばしば指摘される。

しかし、68SNA 6.34 段によれば、銀行とそれに類似した金融仲介機関の主要なサービスは、他の経済主体の貯蓄を産業に対する貸出に橋渡しすることである、とざれている。ここでは、銀行等のサービスあるいは<機能>がきわめて社会的な観点から述べられていることに注目しておきたい。銀行は、預金者に便益を提供することによって貯蓄を集め、それを企業の投資活動に振り向けるわけであるが、後者のプロセスを2段階にわけ、どの企業に融資するかを決めるスクリーニングの段階で行なわれるサービスと、その結果確定した貸出対象である企業に対して貸出を実行し、管理する段階で行なわれるサービスを区別して考察するべきであろう。

前述の資金調達経費の節約は、に含まれる銀行の機能であろうが、に対してさらに注意すべきことはスクリーニングのプロセスで振り落とされ、融資対象とされなかった企業も審査されたことには違いないということである。融資先企業のデータ・ベースが構築されていれば、審査のプロセスはより容易に実行されるようになるであろう⁴。また、さら

⁴ たとえば、消費者金融会社は、融資先消費者のリストを共同で構築する誘因をもっている。

に注意したいことは、銀行は、融資対象を決めるとき、全般的経済状況とその構造、さらにその発展方向について予測を行った上で、資金の産業別配分を決定しているだろうということである。公共政策目的に設立された銀行の場合には、そのうえ、コミュニティの維持・発展、地域振興、環境面では持続可能な発展への配慮も欠かせない。このように、公的支配銀行の場合において最も明瞭であろうが、銀行の資金配分機能には、多分に、集会的な性格のサービスが含まれているものとみられる⁵。

さらに、当然のことながら、中央銀行を含めた銀行部門の機能の中には、貨幣供給のコントロール（金融政策の実施）という、もうひとつの明らかな「公共財」が含まれていることも指摘したい。

そのサービスに含まれる集会的性格に着目したものと解釈するかどうかはともかくとして、68SNA では、帰属サービス料を、産業、一般政府、家計などに配分することはきわめて困難であるとされ、一括されたまま名目産業の中間消費として取り扱われていた。

測定方法

68SNA における帰属サービスは、「原則として、銀行および類似の金融仲介機関がその預金をもとにした貸出およびその他の投資から受け取る財産所得から、これらの機関に預けられている預金に対して支払う利子を差し引いた額に等しい」とされている。93SNA の FISIM もほぼ、同様であり、まとめると、次式のように測定されると考えてよい。

FISIM（銀行の帰属サービス料）

= **受取財産所得**

受取利子、配当、土地の純賃貸料等

自己資金の投資から受け取る財産所得は除く

マイナス

支払利子

支払（預金）利子等

下の図 1 によりながら、3 点ばかり注意を促しておく。まず、自己資金（F）による投資についての論点はあとでも触れるが、68SNA でも、93SNA でも、（実際上の困難は別と

⁵ ある種の政府機関は、政府の債務や郵便貯金のようなかたちで資金を調達し、あるいは、政府資金によって貸出を行なう。前者の場合は、公的金融機関に分類され、後者の場合は、金融仲介を行なっていない（したがって、金融機関ではない）が、68SNA では、「政府貸出機関」として暫定的に金融機関としての位置づけを与えられていた。このような機関は、68SNA の帰属計算の対象ではないが、政府貸出機関を除き、93SNA の FISIM 計測対象にはなる。政府貸出機関は、93SNA 上、金融機関ではなく、非市場タイプの政府サービスに含まれる。このことも、金融機関のある種の活動が非市場型サービスに近いことを示唆しているように思われる。

して) 自己資金の投資から受け取る財産所得を除外していることに注意する。もちろん、それが金融仲介ではない(他の主体の貯蓄を投資に橋渡しすることではない)ことによる。

次に、68SNA では、自然に預金(D)からの投資により得られる財産所得に焦点があてられていたが、93SNA では、利子差があればよいのだから、より広い範囲の資金調達(D+E)が考慮されていたはずである。

資産運用面では、68SNA にしても、93SNA にしても、貸付だけでなく、銀行自体の建物等の固定資産(図1のG)を除くすべての資産運用が考慮されていることに注意する。固定資産についての論点は、あとで論じる。

このように、FISIM(帰属サービス)の測定に関しては、68SNA と 93SNA との間には、相違点よりもむしろ共通点の方が多い。ただし、それは、あくまで、FISIM の配分を考えない限りにおいて、である。68SNA では、既に述べたように、帰属サービスの配分を行なわないが、93SNA は、FISIM を種々の最終使途、中間使途に配分することを“本則”としていた⁶。

図1 単純化された金融仲介機関のバランス・シート

貸付 A	預金 D
その他の資産運用(下記 C 以外) B	その他の資金調達 E
例: 国債、CP、株式	例: 金融債
日銀預け金その他流動性形態の資産 C	自己資金(株式・正味財産) F
固定資産等 G	
例: 銀行店舗	

中央銀行の問題

68SNA では、中央銀行についての言及はない、93SNA 6.132 段では、中央銀行も金融仲介機関として FISIM によってその産出を測定することが勧告されている。しかし、中央銀行が発券銀行であり、資金調達上の立場が他の民間銀行とは大きく異なる。しかも、そのサービスの集合的性格も明らかである。むしろ、中央銀行を政府サービスと同様に費用によって産出額を測定するべきであると考えられることには、合理性があるだろう。

2. FISIM の配分と参照利子率 93SNA と EU 統計局(ユーロスタット)提案

93SNA と 68SNA とを大きく分かつのは、後者で「参照利子率」という概念を用いた FISIM 産出額の配分方法が勧告されたことである。すなわち、「FISIM は、次のうちのー

⁶ 93SNA は、68SNA 規定を継続して採用することができるという趣旨の緩和規定をもって(6.126 段)。したがって、各国は、その裁量で FISIM を配分せず、名目産業の中間消費として一括して処理することが SNA の規定内でできた。2000 年秋のわが国の 93SNA 移行時にとった方針は、この緩和規定に従うことであった。

つないしそれ以上の用途に処分されたものとして記録する。すなわち、企業⁷による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出の3つである」(93SNA 6.125 段)。さらに、「FISIM 産出を様々な利用者に配分する場合、取るべきひとつの可能性は、現実の支払利率・受取利率と「参照」利率との差額に基づいてそれを配分することである」(93SNA 6.127 段)⁸。

ただし、あらかじめ述べておかなければ、最近数年間の議論が明らかにしたように、前節で述べたような FISIM の合計額(「グローバル FISIM」と呼ばれることがある)を参照利率を使って配分することは一般的には不可能である。したがって、FISIM の配分は、FISIM の概念を変更する帰結をもたらした、とあってよい。

EU は、当初(ESA95 では) FISIM の配分を加盟国に要求していなかった。配分の実際上の問題への配慮と計測結果の信頼性への懸念があったためであった。しかし、1998 年 2 月 16 日付欧州評議会規制 448/98 は、FISIM の計測と配分方法に関する試案を提示し、加盟国が 1995 年～2002 年についてテストを実施するように求めた。その結果を受けて、2002 年 10 月 23 日付欧州評議会規制 1889/2002 では、FISIM 配分方法を提示したうえで、2005 年をデッドラインとして全加盟国の国民勘定統計で FISIM の配分を実施するように要求した⁹。本節では、93SNA とこの EU 提案とを題材にしながら、FISIM の配分について議論する。

⁷ 「企業」という用語の 93SNA における使い方に若干の注意が必要であろう。すなわち、「生産に携わる制度単位を企業と定義する」(93SNA 5.1 段)。同じ箇所に続けて次のような記述がある。「企業には、法人企業(「体系」において準法人企業は、法人のように扱われる)、非営利団体(NPI)、非法人企業がある。法人企業と非営利団体は、完全な制度単位である。しかし、非法人企業は、財貨・サービスの生産者としての能力のみに着目した、家計や政府といった制度単位のことである。それは、当該単位の財貨・サービスの生産に向けられた活動のみを対象としている。多くの家計は、非法人企業を含んではない」。

⁸ 93SNA 6.127 段後半には、以下のようなより具体的な記述がある。「必要な情報が利用可能である場合、以下の推計値を計算し、それを用いて産出総額の配分を行なう。(a)金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位(居住者・非居住者双方がありうる)について、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。(b)金融仲介機関がその資金を借入れる利用者単位(居住者・非居住者)について、参照利率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額」。

⁹ Christian Ravets, "Allocation of Financial Intermediation Services Indirectly Measured (FISIM) in the European Union Countries," *SNA News and Notes*, Issue 16, April 2003. なお、Brian Newson による、同一タイトルの OECD 文書が OECD National Accounts Experts Meeting on 7-10 October 2003 にある。ここで、EU 規制が国民勘定統計における採用を求めたものであることに注意を促しておく必要があるだろう。資金循環統計や国際収支統計は、FISIM 規定およびそれがもたらす利子フローの記録方式の変更を免れるものと思われる。それは、FISIM 規定が後者の統計の利用者、作成者を納得させることが(今のところ)できていないということであろう。

参照利子率

参照利子率とは、93SNA 6.128 段によれば、「資金を借りることに伴う純粋費用 すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスも含まない利子率」のことである。

現実に銀行その他の金融仲介機関が支払ったり、受け取ったりする利子率は、この参照利子率からサービス料を差し引いたものであったり（預金利子率の場合）、サービス料を上乗せしたものであったり（貸付利子率の場合）するが、そうした「見かけ」の利子フローを純粋な借入コストとしての参照利子のフローと間接的に計測されるサービス料フローとに分解して記録することを通して、FISIM の制度部門間、産業間の配分を行なおうとするのが 93SNA の FISIM 配分の原理である。したがって、それは、銀行その他の金融仲介機関が（受取側で、支払側で）関与する利子フローを、原理的には一律の参照利子フローに置き換えるという副産物を伴う。そして、当然のことながら、経済の金融側面の記録に大幅な変更をもたらす¹⁰。

93SNA 6.128 段は、参照利子率として使用することのできる 2 つの候補を挙げている。インターバンク貸出レートと中央銀行貸出レートである。

EU 統計局（ユーロスタット）提案では、次のように具体化されたインターバンクレートを参照利子率とする FISIM の配分が規定された。

居住者金融仲介機関(S122、S123)の間でなされた貸付利子支払額

居住者金融仲介機関(S122、S123)同士の貸付残高

参照利子率による FISIM 配分

図 2 は、様々なケースにおける、参照利子率（ r ）・調達利子率（ d ）・運用利子率（ a ）の関係を示したものである。

ケース 1 は、典型的なケースであり、93SNA の分析によると、 $[r - d]$ が貸し手（預金者）に対する間接的なサービス料、 $[a - r]$ が借り手に対する間接的なサービス料であると考察されている¹¹。93SNA が本来の勧告では、この方針でデータ上の問題さえクリアされれば、FISIM の配分が可能であると考えられたわけである。

¹⁰ 68SNA の「帰属」サービスは、金融面の記録を乱さないための特別な配慮をしていたのと対照的である。実際、68SNA の取り扱いにおいては、名目産業を構成する単位を所得・支出勘定に関しては、制度部門としての金融機関に分類したから、そうした（特別な）金融機関の負の営業余剰は銀行等が受け取った帰属サービス料収入と完全に相殺されることを予定されていた。

¹¹ サービス料金を間接的に請求されることはめずらしくない。たとえば、観光客向けの両替商は、通貨の交換レートの中に「サービス料」を含めて請求することがあるだろう。もちろん、コミッションと称して「サービス料」を別建てにすることもあるに違いない。しかも、その「サービス料」は、店ごとに異なっている可能性が高い。

ケース2は、マージンが小さいケース、ケース3は、貸し手側へのサービス料と比較して借り手側へのサービス料が大きいケースであるが、ここまでのケースに関しては、93SNAの勧告は、うまく、FISIMの配分を実現できるようにも見える。しかし、ケース4のように、参照利率が運用利率と調達利率との間にない場合には、939SNA勧告に沿った配分は絶望的である。さらに、ケース5のように、参照利率の大きさに関わらず、マイナスのサービス料しか計測し得ない場合もありうる¹²。

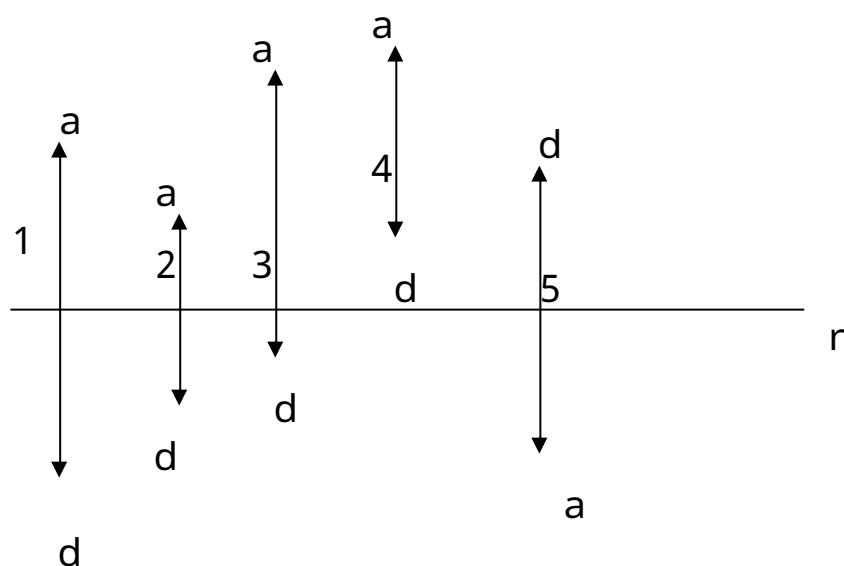


図2 参照利率・調達利率・運用利率

$[r - d] \times D$ 、 $[a - r] \times A$ がそれぞれ、貸し手（預金者）、借り手に対する間接的なサービス料合計額ということになる（簡単化のため、調達手段をD、運用資産をAで代表させる）が、前節のFISIM（グローバルFISIM）の定義では、

$$\text{FISIM} = aA - dD \quad (1)$$

だが、実は、それが $(a - r)A + (r - d)D$ でもある（ディテールドFISIMの合計、トータルFISIM）ためには、書き換えると、

$$\text{FISIM} = aA - dD = (a - r)A + (r - d)D$$

であるためには、 $A = D$ 、すなわち、運用残高 = 預金残高でなければならない。

EU統計局は、上の式の最右辺、

¹² わが国のFISIM試算（山口英紀「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）推計手法の検討」『季刊国民経済計算』、No.130、平成16年6月所収、2003）において、FISIMの輸出入に関して現実に出現したケースである。輸出入の問題を別にしても、銀行内部の諸活動間で「内部補助」が行なわれる可能性がある。

$$(a - r)A + (r - d)D = (aA - dD) - r(A - D) \quad (2)$$

を FISIM の新しい総額尺度とすることを提唱し、そうすることによって、上の困難を回避しようとした¹³。

EU 統計局提案に絶大な影響を与えた、ピーター・ヒルの「金融仲介業務もしくは FISIM の見直し」(1996 年)では、この点がさらに詳細に検討されている¹⁴。図 1 のバランス・シート ($A+B+C+G=D+E+F$ ¹⁵) で、ヒルが FISIM 計測上の運用資産を貸付 (A) のみに限定したことを考慮し、また、固定資産の形成は、自己資金によって行なわれるという彼の仮定を受け入れ、さらに、調達手段を預金 (D) に限定するという単純化を行なったうえで (したがって、 $A+G=D+F$ としたうえで)、93SNA (1) の FISIM (FISIMSNA) には、自己資金の投資 (A^F) からの利子を含まないことに注目すると、

$$\begin{aligned} \text{FISIMSNA} &= (aA - dD) - aA^F \\ &= (aA - dD) - a(A - D) \quad (3) \\ \therefore A^F &= A - D = F - G \end{aligned}$$

上式と (2) 式を比べると、その違いは、(A - D) に参照利率を掛けるか、運用利率を掛けるかであることがわかる。

一義的参照利率への疑問とリスクプレミアム

そのような純粋な借入コストとしての利率が一義的に存在するのかがどうか、ひとつの焦点となるであろう。そのような「定冠詞付きの利率」を理論モデルとしての中ではなく、統計を加工する原理として想定することに対しては、重大な疑問がある。しかも、国民勘定統計 (「国民経済計算」) の範囲を超えて、国際収支統計を含む他の統計にも影響を及ぼしうることが十分理解されていないのではないかという危惧さえある。

貸し手 (L 主体、金融仲介機関 F 主体を含む) × 借り手 (B 主体、金融仲介機関 F 主体を含む) の行列を考察することにしよう。93SNA にしても、EU 統計局提案にしても、その行列の任意の要素を次のように書くことができることを想定しているように思われる。

$$r_{lb} = r + s_{lb} \quad (4)$$

¹³ EU 統計局提案については、上述の Ravets、Newson の文献のほか、詳細な検討が大森徹「『間接的に計測される金融仲介サービス』概念の検討」(日本銀行調査統計局ワーキングペーパーシリーズ、03-9、2003 年 7 月)にある。

¹⁴ ヒルは、(2) 式で定義されるような FISIM を FISIM という呼称を使わずに、SSC (サービス料合計) と呼んだ。現在ではむしろ、(1) 式の FISIM を FISIM とは呼ばない傾向があるかもしれない。

¹⁵ 中央銀行 (S.121) を除く、金融仲介機関の統合ベースの式と考えておく。

ここで、 r_{lb} は、貸し手 l と借り手 b の間に成立する見かけの利率、 s_{lb} は、その見かけの利率に含まれるサービス料(絶対値、たとえば、貸し手 = 預金者、借り手 = 銀行の場合 s_{lb} はマイナス)である。もちろん、 r は、参照利率である。

この式に沿って、いくつかの問題点をあげておく。

まず、参照利率が純粋な借入費用であり、リスクプレミアムを除去したものである(と主張されている)ことを考慮すると、リスクプレミアムそのものは、 s_{lb} の側に含まれていることになる。しかし、リスクプレミアムは、保険料タイプの支払であると考えられるから、その中にさらにサービス料要素が存在しうることを否定しないが、その大部分は契約的移転であると見ることには妥当性があるだろう。したがって、

$$r_{lb} = r + rp_{lb} + s_{lb} \quad (5)$$

とするほうが説得力があるかもしれない。たとえば、担保がある場合とない場合とでは、審査・モニタリングに関わる資源消費の水準は大きく異なる(サービスの大きさが異なる)ことがこの式によって知られる。

次に、(4)式(あるいは(5)式でさえも)純粋な利子(とリスクプレミアム)以外の移転要素を認めていない。利率水準に影響を及ぼしうる、貸し手・借り手の間の関係、資金調達力の差、等々の要因を経常移転でなくサービスとして処理してしまっている。要するに、見かけの利率差を説明する原理が貧弱すぎるのではないか?

さらに、図2で見たように、一義的参照利率の存在が不可能であるようなケースがありうる。とくに、FISIMの輸出入に関しては、頻繁に発生することが知られている¹⁶。

最後に、機会費用の観点からの疑問を述べておきたい。私見であるが、銀行等が預金者に対して行なっている(個別的)サービスが存在すること、その規模をFISIM配分に近い方式で計測できるであろうことは、かなり確かであるように思われる。しかし、そのサービス価格は、一義的参照利率と預金利率との差額でなく、それぞれの預金者が獲得するであろう最高利率と預金利率との差額として、つまり機会費用として計測されるべきであると思われる。一義的参照利率を用いたFISIMの配分は、そのごくおおざっぱな近似であるといっていえないことはないであろうが、問題の機会費用が個々の預金者・部門(預金規模、法人企業か、個人か)によって異なるであろうことが考慮される必要がある。

ユーロスタット提案の内容と検討(実質化に関する部分を除く)¹⁷

¹⁶ 山口、前掲論文、8頁および同じ号に掲載されている、Yuji Ounuki and Hideki Yamaguchi, "Trial Estimation of Financial Intermediation Services Indirectly Measured (FISIM) in Japan", 30頁。そのため、FISIMの輸出入に関しては、アドホックな処理をせざるをえない。

¹⁷ この項で取り上げるユーロスタット提案は、前掲 Ravets および Newson の文献を情報源としている。

既に述べたことであるが、93SNA にしてもその<EU 版>である ESA95 (European System of Accounts 95)にしても、FISIM の配分を各国に要求していなかった¹⁸。しかし、既に触れたことであるが、EU 加盟国は、2005 年を期限として、その国民勘定統計に FISIM の配分を盛り込まなければならない(既述、EU 規制、1889/2002、2002 年 10 月 23 日)。また、2008 年を目途として作業中の 93SNA の小改定にも、EU 規制におけるものと同じ FISIM 配分が盛り込まれる可能性がかなり高い。

この EU 規制は、既述のように、EU 実験の報告結果を受けたものであるが、EU 実験の主要な結果として報告されているのは、以下の(1) - (3)である。

(1) FISIM の配分は、より正確な GDP 水準を得られることから、国民勘定の方法論の改善とみなされる。実際、GDP は、顧客から支払われる手数料・料金等に限らず、金融仲介によって生み出された付加価値全体を含んだものになる。

(2) FISIM の配分が GDP (および GNI) に与える影響は、平均すると、1.3%の増加になり、この結果は、加盟国間で比較的安定している。

(3) 直接のソースのないデータもあるが、質的に十分な水準が既に確保されている。検討過程で直面した主たる問題は、輸入 FISIM の計算であり、預金と貸付に関して最終消費部分と中間消費部分とを決定するために必要な、家計部門¹⁹の FISIM の分割であった。

規制 1889/2002 では、FISIM が配分されるべきことが確認されると同時に、使用されるべき方法を定められ、さらに、加盟国の国民勘定統計で FISIM 配分を実施する期限が 2005 年に設定された。

この EU 規制の内容は、若干のコメントとともに以下のようにまとめられるであろう。

(1) まず、FISIM のボトムアップアプローチが採用された。上掲(1)式ではなく、(2)式によって、FISIM が定義された。

(2) 第二に、EU 統計局提案によれば、FISIM を配分するさいに、93SNA におけるように受取財産所得・支払利子全体ではなく、受取側に関しては、貸付、支払側に関しては、預金のみが考慮される²⁰。理由づけに若干の興味がある。実際、EU 統計局提案では、ヒル批判文書に沿って、貸付と預金に関する利子率だけが金融仲介機関によってコントロール可能であることを、この取り扱いの根拠にしている。

したがって、貸付が証券化されれば、FISIM の計算からはずれる。もっとも、貸付、預金に限らず、運用利子率と調達利子率の差は、生じうるし、しかも、それは、金融仲介機関が何らかの程度コントロールした結果かもしれないが、その点の説明はない。さらに、

¹⁸後者の場合、前掲 SNA News 記事は、それを配分方法に関する実際上の問題と計算結果に対する信頼性への疑問があったためとしている。

¹⁹ 消費者としての家計と個人企業および住宅サービス(帰属家賃)の生産者としての家計への分割のこと。

²⁰ 金融仲介機関の範囲に関しては、93SNA と EU 統計局提案の間に変更はない。すなわち、S122(その他の通貨金融機関)および S123(保険会社と年金基金を除くその他の金融仲介機関)が測定対象になる。

利子のコントロール可能性が金融仲介機関の産出の測定にどのように関係するか、ヒル文献においても、それほど明確な説明が与えられているわけではない。むしろ、ストフェ（前掲）のように、貸借対照表に含まれるより多くの資産、負債項目を考慮すべきだという主張もなされている。

（３）第三に FISIM を計算する準備として、インターバンクの貸付・預金と他のユーザー向けのそれとを分別しなければならないことなどが示される。すなわち、S122 および S123 に含まれる金融仲介機関の貸借対照表において、貸付および預金のうち、S122 および S123 からのもの、S122 および S123 へのもの、言い換えれば、インターバンク（対中央銀行を除く）のものを他から区別すること、貸付・預金残高（四半期別データの年間平均）と発生利子データを使用する必要があること、同様に、海外に対する貸付・預金も非居住者金融仲介機関に対するものとその他の非居住者に対するものとに分割すること、さらに、FISIM の輸入を計算するためには、対非居住者金融仲介機関貸付・預金残高と支払利子額および受取利子額とをユーザー部門別に知っていなければならないことが示される。

（４）次に、FISIM の計算と配分は、貸付側、預金側について、それぞれ、現実の支払利子率あるいは受取利子率と参照利子率との差額に基づいて行なうことが示され、この差額が金融仲介機関によって獲得されたマージンであることが示唆される。貸付側について、自己資金からのそれを除外しないことに注意する。最後の点は、ヒル前掲論文の考察にもとづいたものである。実際、ヒルは、貸付そのものは生産活動ではないが、制度単位が多くの顧客に貸付という事業を行なう際に従事せざるをえない生産活動が存在すること、その際、自己資金からの貸付とその他の資金からのそれとを区別する必要がないことを主張している。しかし、ヒルの主張にしたがえば、たとえば、途上国によくある自己資金を顧客に貸し付ける「村の金貸し」の場合²¹、あるいは、政府貸出機関のような 93SNA で金融機関部門に分類されていない単位についても、FISIM を計上することになりかねないという危惧がある。

なお、その際用いられるべき参照利子率は、EU 実験の結果インターバンクレートであるとされた²²。計算式は既に掲げたが、再掲しておく。

$$\frac{\text{居住者金融仲介機関(S122、S123)の間でなされた貸付利子支払額}}{\text{居住者金融仲介機関(S122、S123)同士の貸付残高}} \quad (6)$$

ただし、FISIM の輸出入については、EU 提案では、別の参照利子率を使用することが

²¹ 93SNA4.82 段および 6.134 段を参照せよ。

²² 原理的に、FISIM の計算からインターバンクで行なわれうるサービスが排除されていることに注意する。コール市場で短資会社が行なう仲介業務に関わる明示的手数料を除き（これはコールレートに含まれていると考えられる）、インターバンクでは、金融仲介機関の産出は存在しないことになる。「ゼロ金利」の時期に、短資会社（金融補助機関）の手数料分を除いて、貸し手側機関がマージンを取らなかったかどうか、検討してみる必要があるかもしれない。

提案された。それは、居住者金融仲介機関と非居住者金融仲介機関との間でなされた貸付と預金のインターバンクレートの加重平均である。必要ならば、対外参照利率を通貨別に設定してもよい、とかなりアドホックな提案がなされていることにも注意しておく。

既に論じたことであるが、(4)に関する問題は、一義的参照利率の存在を仮定するというドグマであろう。再論すれば、機会費用の観点からは、多様な顧客には(運用・調達の両面で)それぞれ最も有利な利率があり、それを放棄して銀行等を利用していると見られるが、顧客にとって、銀行等を利用する対価に見えるのはその機会費用であろう。顧客にとって最も有利な利率は、多様であり、それを一義的参照利率で代表させることは、モデル構築のうえですら、場合によっては許されない仮定であろうが、それを統計加工の原理としていることには、いらだちすら覚える。実際にも、そのような利率の<国内的>存在を仮定することにも疑義があるが、貸付・預金、国内・国際を通じたその存在は、ほとんど、ありえない。

とくに実際に問題が発生しているのは、FISIMの輸出入についてである。本来、FISIMの配分は、金融仲介機関が(1)生産を行なっていて、(2)それがGDPにそれが反映されるべきこと(68SNAのように中間消費として処理されるべきでないこと)、さらに、(3)国際的金融センターをもつ小国のGDPを過小に報告しないことという3つの克服されるべき課題をもっていた。FISIMを配分するという方法を採用する場合(金融仲介機関を政府サービスと類似する方式で処理するという代替的方法を採らない場合)、最後の論点は、FISIMを輸出入にも配分するという方法に頼らざるをえない²³。したがって、この問題は、93SNAのFISIM配分の重大な欠陥であろうと思われるが、EU提案では、この欠陥を(4)の最後の部分で書かれているように国内的・国際的な参照利率の一義性を放棄するという手段で克服しようとしている。わが国の実験²⁴では、FISIMの輸出入を計算するために利率ではなく、利回りが使用されたが、後者にはキャピタル・ゲイン要素が含まれていることを考慮すると、国民経済計算の基本原則に違背すると考えられる²⁵。

(5)中央銀行(S.121)の取り扱いに関しては、93SNAの規定に反して、その産出を政府サービスのように、すなわち、コストを積み上げることによって測定されるべきだとした。その理由について、EU提案は、中央銀行の活動の特殊性のため、中央銀行を他の金融仲介機関と同じ方法で取り扱うときわめて奇妙な結果が生じるため、としている。

若干のコメントをしておこう。EU提案の理由づけとも関わるであろうが、中央銀行の費用は、そのマージンの変動と比べてきわめて安定的に推移するにちがいないこと、さらに、

²³ 括弧の中に示した代替案は、拙稿「SNAにおける帰属利子と帰属手数料 1つの提案」『国民経済』、第138号、1977年にある。93SNAの成立に至る過程で同様な提案が検討されたことがある。ただし、この方法では、特別な工夫をしないかぎり、IO構造を含むモデルに(普通の産業と同じように)金融仲介サービスを組み込みにくい。

²⁴ 前掲、Ounuki and Yamaguchi論文、山口論文を見よ。

²⁵ もっとも、ストフェ前掲論文は、FISIMに(期待)ホールディング・ゲインを含めた全収益を考慮すべきだとしている。

いったい、中央銀行は、マージンや利潤の最大化をめざして行動しているわけではないことである。中央銀行は、物価の安定などの公共政策上の目的をもって運営されており、もしマージンを最大化するように行動する中央銀行があるならば、過剰な流動性をひきおこしたり、あるいは、多くの銀行取り付けが起こしたりするような結果を招きかねないであろう。ひとつの系は、そうであるならば、公共政策上の目的をもつ他の公的支配銀行をどう取り扱うかということであろう。議論をさらに進めるならば、間接金融機関全体が資本市場に参加する上で不利な立場にいる多くの経済主体の状況を改善するために存在しているといえるかもしれない。そのように考えると、公共政策を実現するために、中央銀行を含む公的支配銀行の活動に頼る場合には、その費用で、民間支配銀行に請け負わせる場合には、その利子差（マージン）で、その産出を測定すべきではないかという代替案がありうると思われる。

（６）最後に、FISIMの産業別（制度部門別でない）配分については、各産業の貸付・預金残高に基づく配分のほか、必要な情報が得られない場合には、各産業の産出高に基づく配分も許されるとされている。

後者はもちろんであるが、前者にしても、参照利子率方式の厳密な適用とはいえない。たとえば、衰退しつつある産業は、高いリスクプレミアムを要求されるかもしれない。要するに、EU提案で参照利子率に基づく精緻なFISIM配分が要求されているのは、制度部門（たんに部門といっても93SNA上は同義）別配分だけなのである。産業別配分の失敗は、参照利子率方式のFISIM配分の困難さを端的にあらわすものであろう²⁶。

以上（１）～（６）のほか、EU提案には、FISIMの実質化に関するものが含まれているが、ここで節を改めることにする。

３．FISIMの実質化

68SNAにも、93SNAにも、FISIM（銀行の帰属サービス）の実質化に関する言及はない。しかし、EU提案は、FISIMの実質化に関する次のような方式を含むものであった。すなわち、FISIMの不変価格表示額については、参照利子率と貸付・預金にかかわる現実の利子率との間の基準年マージンを、一般物価指数（国内最終需要デフレーターが望ましい）を使ってデフレートした貸付・預金の残高に適用することによってそれを得ることが提案された²⁷。

まず、この提案が国民勘定統計だけでなく、消費者物価指数（CPI、総務省統計局）や企

²⁶ この点を68SNAの用語である「実物と金融の二分法」によって説明するならば、FISIM（や68SNA上の帰属計算）は、本来、経済の実物面の記述を目標としている。しかし、利子の支払い、受取りは、制度単位ベースで行なわれるものであり、むしろ、経済の金融面にかかわる。制度単位はそれに含まれる特定の産業単位のために借入、預金をするわけではないであろう。

²⁷ 詳細な説明が前掲大森論文にある。

業向けサービス価格指数（CSPI、日本銀行調査統計局）などの物価指数統計にも影響を及ぼしうるものであることに注意したうえで、いくつかの論点を取り上げたい。

まず、FISIMの実質化に関するEU提案は、そうした物価指数統計でたびたび見られる<料率>方式での取り扱いとほぼ同じものと考えられる。たとえば、CSPIの「信託報酬」の場合、信託財産の管理・運用にかかる手数料について、次のような説明を見いだすことができる。すなわち、「信託報酬は、料率（%）形式で決められているため、CSPIでは、これに適当なインフレーター（一般物価水準の動向を表す価格指数）を乗じ、「料金」ベースに置き換えたうえで調査価格として採用」する。「具体的なインフレーターとしては、総務省作成の消費者物価指数（全国、生鮮食品を除く総合、季節調整済）を使用」（1か月遅れのもの、たとえば、2月のCSPIには1月の消費者物価指数）する²⁸。

2つのポイントが含まれている。

料率（%）あるいはFISIMの場合利子差（マージン、%）の変動を<価格>P成分と見ること。残高から、インフレーターによって、<数量>Q成分を分離できるとみていることである。

しかし、筆者は、リスクプレミアムの取り扱い、インフレーターの選択において、検討されるべき課題があると考えている。第1の点について、リスクを管理することには、資源投入があるはずであり、したがって、リスクプレミアムを含むマージンからさらにQ成分を分離する必要があることについて検討を要する。EU統計局提案では、残高が等しければ、リスクプレミアムが等しくなるように、金融手段および制度単位を詳細に分類しないかぎり不整合が生じるのではないかと思われる。

第2の点は、インフレーターとして選択される物価指数の問題である。EU提案は、国内アブソープション・デフレーターを望ましいものとして推奨しているように見えるが、わが国の試算では、GDPデフレーターが採用されている²⁹。GDPにしても、アブソープション・デフレーターにしても、同時期のそれをインフレーターとして使うには、工夫が必要である。たとえば、まず、FISIMをはずして当該デフレーターを計算し、次に、そのデフレーターによってFISIMの実質値を計算する。さらに、名目FISIM値とそのように計算された実質FISIM値を使ってGDPデフレーターおよび実質GDP値を得る。ここまでがわが国の試算で用いられた方法であるが、論理的には、繰り返し過程を収束するまでさらに続けなければならないかもしれない。

より根本的な問題は、物価指数は、主体の行動から自由に定義できるような<貨幣の購買力のようなもの>ではないことに注意すると、資金を提供する主体にとってのデフレーターと資金を取り入れる主体にとってのデフレーターが同一のものかどうか、という点を考察してみるべきかもしれない。資金を提供する側にとって、ひとつの考え方は、それを

²⁸ 日本銀行調査統計局『1995年（平成7年）基準企業向けサービス価格指数（CSPI）調査対象サービス一覧』5頁。

²⁹ 前掲 Ounuki and Yamaguchi 論文、山口論文を見よ。

将来何に使うかによってデフレーターを決定することだと思われるが、その考え方にふさわしいのは、あるいは、CPI であり、あるいは投資財のデフレーターかもしれない。そう考えると、EU 提案のアブソープション・デフレーターは、それらを総合するものとして意味があるかもしれない。しかし、資金を借り入れる側 通常の場合、生産者 にとっては、事情はことなるであろう。生産者の特性は、投入を産出に変換することだから、投入側、産出側に、別の物価をもっているということだから、そのことが考慮されなければならない。付加価値デフレーター（アグリゲートすれば、GDP デフレーター）、営業余剰デフレーターがこの場合適切な選択となるであろう。

最後に、もうひとつの論点を追加しよう。通常物価指数との連携の問題である。既に明らかのように、銀行等の金融機関が明示的に料金を課さずにサービスを顧客に提供することはよくある。最近、銀行をめぐってそのようなものであったサービスの有料化の動き（ATM 手数料の有料範囲の拡大等）が話題になっている。問題は、いままで本当に無料だったのだろうかということである。そうではない、というのが議論の出発点となるべき認識であろう。

ひとつの考え方は、より高い利子（あるいはその他の財産所得）を得ることができるのに、機会費用を犠牲にして、銀行に預金残高を置くことによって流動性を確保することを選択しているとみることである。CPI とちがい、CSPI の対象とする主体は、機会費用にシビアに反応すると考えてよいだろうから、明示的な代金でない価格を指数に組み入れることは十分検討に値すると考えられる。このようなアプローチは、ユーザーコストアプローチと呼ばれることがある。

そのさい、有料のサービスと無料のサービスとがひとつづきのものとして金融機関によって供給されていることに十分注意する必要があるだろう。筆者の提案は、預金を引き出しにいく回数・曜日・時間、自動引き落としの件数、振替の件数等によって口座利用をモデル化することによって処理することであるが、いかがであろうか³⁰。

結びにかえて 1つの提案

本稿は、68SNA 型（93SNA 6.125 段）のグローバル FISIM を維持しながら、対預金者（貸し手）サービスに関して、配分 FISIM（93SNA 6.127 段）の測度を修正して適用することを提案する。グローバル FISIM は、銀行その他の金融仲介機関の寄与を、制度的観点でなく、社会的機能としての観点から測定したものとして評価する。一方、93SNA 6.127 段のトータル FISIM は、原理的にも、測定上も問題が多く、少なくとも現時点で国民勘定統計（や国際収支統計）に導入されるべきではない。なお、FISIM の実質化については、政府サービスの実質化と同一の方法を用いることを提案する。

³⁰ このような口座利用のモデル化という方針は、FISIM の採用と無関係にこの分野の指数作成に応用できる。

1) 預金者側(貸し手側)に対するサービスは、機会費用を考慮しながら、参照利子率方式の FISIM と類似の方法で測定すべきである。生産者が預金者である場合、産業別分類を行なう必要があるが、預金残高による配分のようなややアドホックな方法を用いざるを得ない。

2) 民間金融仲介機関の残余のサービスについては、68SNA 方式のグローバル FISIM 測定から上記預金者向けサービスを控除することによって測ることとする。これは、借り手側に対するサービスのもつ複雑な性格に配慮したものである。当該 FISIM は、名目産業(あるいは、その他の名前をもつ)単位が買い入れるという 68SNA 類似の方法によって(中間消費として)処理する。

3) 中央銀行および他の公的支配銀行等については、それが公的政策を実施する手段であることを考慮し、費用によってその産出を計測する。その産出は、名目産業が買い取ることとする。さらに、政府と同様に、最終項目として処理する方法(名目産業の産出を政府が買い取る等の)も考慮されるべきかもしれない。

4) FISIM の実質値は、生産性の変化を考慮しながら、コスト積み上げ方式(政府サービスの実質化と同様の方法)によって計測する。1) で論じたサービスについては、前節の最後で書いた方式も検討されるべきである。

5) 1) の措置がもたらす金融面への影響に配慮し、現実利子フローとともに、帰属利子のフローを現実のフローとは別個に記録する。

付録 93SNA の抜粋

< 金融仲介サービスの産出の間接的測定 >

6.124 . 金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して（そして異なるカテゴリーの借り手や貸し手に対して）異なる利子率を支払ったり、課したりすることによって、明示的に料金を課さないようなサービスを提供することができるものがある。このような金融仲介機関は、そのような機関に貨幣を貸す人々には他の場合よりも低い利子率を支払い、それから貨幣を借りる人々にはより高い利子率を課する。このようにして得られる純利子収入は金融仲介機関の費用を支払うために使われ、さらに、営業余剰を与える。このような利子率の仕組みはサービスの提供に対してその顧客に個々に料金を課するという必要性をなくし、実際に観測されるような利子率のパターンをもたらす。しかし、このような状況の下では、「体系」は、金融仲介機関が明示的に料金を課さないサービスの価額の測定について、間接的な測定方法を用いなければならない。それが間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）である。

6.125 . 「体系」において測定される F I S I M の総額は、金融仲介機関による受取財産所得総額マイナス支払利子総額として測定される。ただし、前者には、金融仲介機関の自己資金の投資からの受取財産所得は含まれない。このような所得は金融仲介から生じたものではないからである。「体系」において産出の生産が記録される時は常に、「体系」の別の部分でその産出の使用について明示的に会計的説明が与えられなければならない。そこで、F I S I M は、次のうちのつないしそれ以上の用途に処分されたものとして記録する。すなわち、企業³¹による中間消費、家計による最終消費または非居住者への輸出の3つである。

6.126 . したがって、原理的には、F I S I M の産出総額は、明示的な料金が課されないサービスの様々な受領者ないし利用者に配分されるべきである。しかしながら、F I S I M 産出の利用者別配分に関して、経済的観点から概念的に納得のゆく、しかも必要なデータを入手できる方法を見出すのはむずかしいかもしれない。したがって、F I S I M 産出の配分方法について、ある程度の柔軟性が許容されなければならない。国によっては、1968年 S N A で提案された慣行をそのまま継続し、産出全体を名目産業の中間消費として記録することの方を選ぶかもしれない。この慣行のもとでは、一国経済全体の G D P は、推計された F I S I M 産出の大きさによらず、一定となる。

6.127 . F I S I M 産出を様々な利用者に配分する場合、取るべきひとつの可能性は、現実

³¹ 「生産に携わる制度単位を企業と定義する」(para.5.1)。同じ箇所続けて次のような記述がある。「企業には、法人企業（「体系」において準法人企業は、法人のように扱われる）非営利団体（ N P I ） 非法人企業がある。法人企業と非営利団体は、完全な制度単位である。しかし、非法人企業は、財貨・サービスの生産者としての能力のみに着目した、家計や政府といった制度単位のことである。それは、当該単位の財貨・サービスの生産に向けられた活動のみを対象としている。多くの家計は、非法人企業を含んではいない」。

の支払利率・受取利率と「参照」利率との差額に基づいて配分することである。必要な情報が利用可能である場合、以下の推計値を計算し、それを用いて産出総額の配分を行なう。

(a)金融仲介機関がその資金を貸出す利用者単位（居住者・非居住者双方がありうる）について、貸付等に対して実際に課せられた利子と参照利率が用いられる場合に支払われるはずの額との差額。

(b)金融仲介機関がその資金を借入れる利用者単位（居住者・非居住者）について、参照利率が用いられる場合にそのような人々が受取るはずの利子と実際に彼らが受取った利子との差額。

6.128. ここで使用される参照利率は、資金借りに伴う純粋費用 すなわち、リスクプレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サービスをも含まない率 である。参照利率として選ばれる利率のタイプは、国ごとに異なるであろうが、インターバンク貸出レートは、利用可能ならば、適切な選択であろう。あるいは、中央銀行貸出レートを用いることもできるであろう。

6.129. このようなタイプの情報が利用可能でない場合、あるいは、適切でない場合には、F I S I M産出の総額を別の指標を用いて配分することができる。たとえば、金融仲介機関と各種の利用者グループとの間に存在する金融資産・負債の総額に比例させて配分を実行することができるし、あるいは、その他の適当な金融変数に比例的に配分することもできるであろう。

6.130. 「体系」全体についてみれば、様々なカテゴリーの利用者について、F I S I Mを配分することは、支払利子のある部分をサービスへの支払いとして再分類することと同じことである。このような再分類を行なうことは、財貨・サービスの一定の集計フロ 産出、中間および最終消費、輸入および輸出 の価額に重大な影響を与え、また、それは特定の産業や部門の付加価値に、さらには、国内総生産（G D P）の総額にも影響を与える。また、第1次所得の分配勘定において記録される利子フローにも影響がある。しかし、金融仲介機関自身をも含めて、関連するすべての単位の貯蓄は影響を受けない。金融勘定も影響を受けない。

6.131. こうした影響の存在のために、勘定作成者は、勘定統計の利用者に代替的取り扱いの結果についてなんらかの指標を与えるため、追加的情報を提供するのが望ましい。F I S I Mの利用者間配分を実際に行なう場合、得られたデータを別個に識別し、表章すべきである。逆に、F I S I Mの全額を慣行上名目産業の中間消費に配分する場合、勘定作成者は、F I S I Mを中間消費と最終需要の主要カテゴリーとに配分した補足的推計値を提供すべきであることを勧告する。その際、それが近似に過ぎないものであっても、また、集計度がきわめて高いものであってもかまわない。また、そうした配分がG D P、G N Iおよびその他の関連集計量へ及ぼす影響についても同様に補足的推計値を提供すべきである。なお、F I S I Mの取り扱いについては、本マニュアルの末尾にある付録 がこのテ

ーマについてのもので、そこでずっと詳細に説明されている。

< 中央銀行 >

6.132 . 中央銀行によって提供される金融仲介サービスも他の金融仲介機関のサービスと同じように測定されるべきである。 中央銀行が果たす特有の機能のために、その産出価額は使用される資源に比べてしばしば異常に大きなものとなる。中央銀行が行なう金融仲介以外のサービスも、他の金融企業の場合と同じように、課せられた料金あるいは手数料によって評価されるべきである。

< 非法人金融仲介機関および貸し金業 >

6.133 . その活動が中央銀行やその他の公的機関の監督を受けたり、規制を受けたりしないようなものをも含めて、非法人金融仲介機関の産出も法人金融機関の場合と同様に測定される。その自己勘定で負債を負って他に貸出すための資金を集める貸し金業も明らかに金融仲介に携わっている。貸し金業の産出は借入れた資金の貸出から受取る財産所得と借入れた資金に対して支払う利子との差額によって測定されなければならない。大法人の場合と同じように、その自己資金の投資から受取る所得はこの計算からは除かれる。

6.134 . 一部の貸し金業はその自己資金のみを貸出している。多くの村の金貸し業者を含めて、このような小規模な貸し金業の活動は、その機能がある制度単位のグループから他のグループへの資金の融通を促進することではないので、金融仲介とはいえない。貸出しそれ自身は生産過程ではないので、自己資金のみを貸出す貸し金業の活動は、生産されたサービスの価額とみなすことはできない。

付録 93SNA の制度部門分類

S.1 一国経済

S.11 非金融法人企業

S.11001 公的非金融法人企業

S.11002 自国民間非金融法人企業

S.11003 外国支配非金融法人企業

S.12 金融機関

S.121 中央銀行

S.122 その他の預金取扱機関

S.1221 預金通貨機関

S.12211 公的

S.12212 自国民間

S.12213 外国支配

S.1222 預金通貨機関を除くその他の預金取扱機関

S.12221 公的

S.12222 自国民間

S.12223 外国支配

S.123 保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関

S.12301 公的

S.12302 自国民間

S.12303 外国支配

S.124 金融補助機関

S.12401 公的

S.12402 自国民間

S.12403 外国支配

S.125 保険会社および年金基金

S.12501 公的

S.12502 自国民間

S.12503 外国支配

S.13 一般政府

S.131 一般政府代替分類（１）

S.1311 中央政府

S.1312 州政府

S.1313 地方政府

S.1314 社会保障基金

S.13141 中央政府社会保障基金
S.13142 州政府社会保障基金
S.13143 地方政府社会保障基金
S.132 一般政府代替分類 (2)
S.1321 中央政府 a)
S.13211 中央政府
S.13212 中央政府社会保障基金
S.1322 州政府 a)
S.13221 州政府
S.13222 州政府社会保障基金
S.1323 地方政府 a)
S.13231 地方政府
S.13232 地方政府社会保障基金
S.14 家計
S.141 雇主
S.142 自己勘定の就業者
S.143 雇用者
S.144 財産所得および移転所得の受領者
S.1441 財産所得の受領者
S.1442 年金の受領者
S.1443 その他の移転の受領者
S.15 対家計非営利団体
S.2 海外